

## 石川県核燃料税条例案に関する意見書の提出について

平成24年6月14日  
北陸電力株式会社

本日(6月14日)、当社は石川県議会に対し、核燃料税条例案を受け入れる旨の意見書を提出いたしましたので、お知らせいたします。

平成24年4月3日、当社は石川県から、本年10月に課税期間が満了となる核燃料税条例の更新について協議の申入れを受け、石川県と協議を行ってまいりました。

平成24年6月12日、新しい核燃料税条例案が石川県議会に提案され、同日、石川県議会から当社に対し、地方税法第259条第2項の規定に基づき意見照会がありました。

経営環境が厳しさを増し、徹底した経営効率化に全社を挙げて取り組んでいる中で、条例案の内容は、税率17%への引き上げ、出力割の導入等、大変厳しいものと受け止めています。

しかし、核燃料税は志賀原子力発電所設置に伴い必要となる安全・防災対策などの事業に活用されるものであり、当社として、立地地域の方々をはじめとする県民のみなさまの安全・安心に貢献できるものと判断し、条例案を受け入れる旨の意見書を提出いたしました。

(別紙) 石川県核燃料税条例案に関する意見書の概要

以 上

## 石川県核燃料税条例案に関する意見書の概要

提出した意見書の概要は、以下のとおりです。

石川県とは、条例提案に先立ち十分な協議を行ってきた。

条例案の内容は、大変厳しいものと受け止めている。

しかし、核燃料税は原子力発電所設置に伴い必要となる安全・防災対策などの事業に活用されるものであり、県民のみなさまの安全・安心に貢献できるものと判断し、受け入れることとした。

核燃料税が安全・防災対策などの事業に活用されることについて、広く県民のみなさまに広報されることを願います。

<参考：核燃料税の概要>

### ・石川県核燃料税条例案

税率		17%相当
(内訳)	価額割 <sup>1</sup>	8.5%
	出力割 <sup>2</sup>	34,900円/千kW/四半期(8.5%相当)
想定税額(5年間)		約77億円
適用期間		平成24年10月8日～平成29年10月7日 (5年間)

1 原子炉に挿入された核燃料の価額に課税する方式

2 原子炉の熱出力に応じて課税する方式(今回新たに導入)

- ・現行条例での税率は12%であり、すべて、原子炉に挿入された核燃料の価額に課税する方式。

以 上